

蒲郡市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、法第6条の3第8項に規定する要保護児童（法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者（次条において「延長者等」という。）を含む。次条において「要保護児童」という。）の適切な保護又は法第6条の3第5項に規定する要支援児童（次条において「要支援児童」という。）若しくは同項に規定する特定妊婦（次条において「特定妊婦」という。）への適切な支援を図るため、蒲郡市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に係る情報交換に関すること。
- (2) 支援対象児童等に係る関係機関の連携に関すること。
- (3) 支援対象児童等の実態調査に関すること。
- (4) 支援対象児童等に係る意識啓発に関すること。
- (5) 支援対象児童等に係る支援に関すること。
- (6) その他支援対象児童等に関すること。

(協議会)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 協議会に座長を置き、蒲郡市健康福祉部子育て支援課長を充てる。
- 3 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

(実務者会議)

第4条 協議会に別表第2に掲げる者で構成する実務者会議を設置する。

- 2 実務者会議は、支援対象児童等に関する個別事例について定例的に情報交換及び検討をするとともに、機敏に対応し、その活動状況を協議会に報告する。

(個別ケース検討会議)

第5条 協議会に別表第2に掲げる者のうち座長が必要と認めたもので構成する個

別ケース検討会議を必要に応じ設置する。

2 個別ケース検討会議は、支援対象児童等に関して緊急に対応を必要とする個別事例が生じた場合、処遇について検討する。

(守秘義務)

第6条 協議会、実務者会議及び個別ケース検討会議の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(要保護児童対策調整機関)

第7条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関として蒲郡市家庭児童相談室を指定する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、蒲郡市健康福祉部子育て支援課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会に必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

協議会構成員

愛知県東三河児童・障害者相談センター児童育成課長
愛知県豊川保健所健康支援課長
愛知県蒲郡警察署生活安全課長
名古屋法務局豊橋支局総務課長
蒲郡市医師会の代表
人権擁護委員の代表
蒲郡市社会福祉協議会の代表
民生・児童委員の代表
主任児童委員の代表
私立幼稚園協会の代表
蒲郡市教育委員会事務局学校教育課長
蒲郡市民病院事務局長
蒲郡市市民生活部交通防犯課長
蒲郡市健康福祉部福祉課長
蒲郡市健康福祉部健康推進課長
蒲郡市健康福祉部家庭児童相談室長
蒲郡市健康福祉部子育て支援課長

別表第2(第4条、第5条関係)

実務者会議構成員

愛知県東三河児童・障害者相談センター職員
愛知県豊川保健所職員
愛知県蒲郡警察署生活安全課職員
蒲郡市社会福祉協議会職員
主任児童委員
蒲郡市教育委員会事務局学校教育課職員
蒲郡市健康福祉部福祉課職員
蒲郡市健康福祉部健康推進課職員
蒲郡市子育て世代包括支援センター職員
蒲郡市児童館職員
蒲郡市健康福祉部家庭児童相談室職員
蒲郡市健康福祉部子育て支援課職員
その他児童虐待防止のため必要な関係機関職員